

日・ベトナムEPA(看護師・介護福祉士候補者の受入れスキーム(平成28年度))

外務省南東アジア第一課
平成28年5月

1. 受入れの趣旨・目的

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、原則として外国人の就労が認められない分野において、相手国からの強い要望に基づき交渉した結果、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の交換公文に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。

2. 経緯

- ①平成21年10月1日、日・ベトナム経済連携協定が発効。
- ②平成23年10月31日の日越首脳会談において、我が国政府としてベトナムからの看護師・介護福祉士を受け入れる旨の政治文書に両首脳が署名。
- ③平成24年4月18日に受入れの基本的な枠組みを定める法的拘束力を有する書簡(交換公文)の交換が完了した。

3. 訪日前の枠組み

候補者が円滑に看護・介護の現場で就労するためには、十分な日本語能力の習得が不可欠であることから、次の対策を講ずることとしている。

- ① 現地で日本語研修を実施する。
- ② 一定の語学能力を候補者訪日の条件とする(当初5年間は日本語能力試験N3を課し、その後適当と考える水準を日本側がレビューし、定める)。

4. 訪日後の枠組み

- ① 入国後、専門日本語研修、社会文化適応研修、看護・介護導入研修を実施する。
- ② 看護師候補者は、最大3年間の滞在を認め、看護補助者として就労しつつ国家試験合格を目指す。
- ③ 介護福祉士候補者のうち就労しつつ国家試験合格を目指す者に最大4年間の滞在を認める。

日・ベトナムEPA:看護師・介護福祉士候補者の資格取得までの流れ
(平成28年度)

看護師候補者

- ① 3年制又は4年制の看護課程修了、
- ② ベトナムの看護師国家資格、かつ
- ③ 2年間の看護師実務経験)

介護福祉士候補者

(3年制又は4年制の看護課程修了)

就労コース

約12か月間のベトナムにおける日本語研修 (日本語能力試験N3取得を目指す)

マッチング (日本の調整機関がベトナムの調整機関と連携)

入 国 (N3以上取得者のみ)

2. 5か月間の訪日後研修 (専門日本語研修、社会文化適応研修及び看護・介護導入研修等)

看護師資格の取得のために
病院で就労・研修

(在留期間は毎年更新、上限3年)

看護師国家試験
最大3回受験 ⇒ 合格

介護福祉士資格の取得のために
介護施設で就労・研修

(在留期間は毎年更新、上限4年)

介護福祉士国家試験
1回受験 ⇒ 合格

※看護師、介護福祉士の国家資格が取得できれば、滞在・就労が可能 (更新が可能)。